

岩手県監査委員告示第20号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年11月28日から同年12月27日まで
 - （2） 本監査実施日 令和7年1月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約保証金の納付を免除するために締結した履行保証保険契約の保険金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	保証金額に誤りのあった保険契約書については、正しい金額のものを徴収し差替え済。 今後は、「委託チェックシート」により、担当者と総務総括によるダブルチェックを行うことにより、再発を防止していく。